

十七 金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（平成二十六年内閣府令第七号）

改正案	現行
<p style="text-align: center;">附則</p> <p>（金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）            第四条 この府令の施行前に、旧金融商品取引法第二十九条の五第一項に規定する適格投資家向け投資運用業を行う者と旧金融商品取引法第二条第八項第十二号ロに掲げる契約を締結した厚生年金基金（<u>公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三条第十二号に規定する厚生年金基金をいう。</u>）については、第十一条の規定による改正後の金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「新金融商品取引業等に関する内閣府令」という。）<u>第十六条の三第一号の規定にかかわらず、この府令の施行の日から起算して一年を経過する日までの間は、適格投資家とみなす。</u></p> <p>2・3（略）</p>	<p style="text-align: center;">附則</p> <p>（金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）            第四条 この府令の施行前に、旧金融商品取引法第二十九条の五第一項に規定する適格投資家向け投資運用業を行う者と旧金融商品取引法第二条第八項第十二号ロに掲げる契約を締結した厚生年金基金については、<u>第十一条の規定による改正後の金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「新金融商品取引業等に関する内閣府令」という。）</u>第十六条の三第一号の規定にかかわらず、この府令の施行の日から起算して一年を経過する日までの間は、適格投資家とみなす。</p> <p>2・3（略）</p>